



News Release

2021年6月16日

株式会社九州フィナンシャルグループ
株式会社肥後銀行
株式会社鹿児島銀行

代理人指定信託「安心みまもり信託」の取り扱い開始について

当社グループの肥後銀行（頭取 笠原 慶久）と鹿児島銀行（頭取 松山 澄寛）は、高齢化社会の進展を踏まえた将来の財産管理ニーズへの対応として、下記の信託商品の取り扱いを開始いたします。

今後もワンストップによる「銀・証・信」連携のサービスを提供し、お客様の利便性向上に努めてまいります。

なお、本商品は代理人による払出機能を持つ金銭信託商品のうち、全国の地方銀行で初めて、ご契約者様の希望に応じて「遺言代用特約」を選択できる商品となります。

記

1. 商品名（カッコ内は愛称）

「代理人指定信託」（ひぎん安心みまもり信託・かぎん安心みまもり信託）

2. サービスの特徴

（1）「受益者代理人」に財産管理を託せます。

ご契約時に、3親等以内の親族お一人を「受益者代理人」にご指定いただくことで、ご本人様の代理人として、必要な資金を引き出すことができます。

（2）「みまもり人」を指定できます。

「みまもり人」を指定することで、お預りした信託金の入出金状況を「みまもり人」にもお伝えします。資金の流れが分かるので、相続開始時のトラブル防止につながります。

（3）相続時にはスムーズなお支払いが可能です。

「遺言代用特約」を付加することによって、ご本人様に万が一のことがあった場合に、あらかじめ指定した受取人（第二受益者）がスムーズに資金を受け取ることができます。

（4）元本保証の信託商品です。

本商品は、元本保証です。また、元本部分は預金保険の対象となります。

※なお商品詳細については、[【肥後銀行】](#)、[【鹿児島銀行】](#)のパンフレットをご参照ください。

3. 取扱店舗

肥後銀行・鹿児島銀行の全営業店（鹿児島銀行の代理店・ネット支店を除く）

4. 取扱開始時期

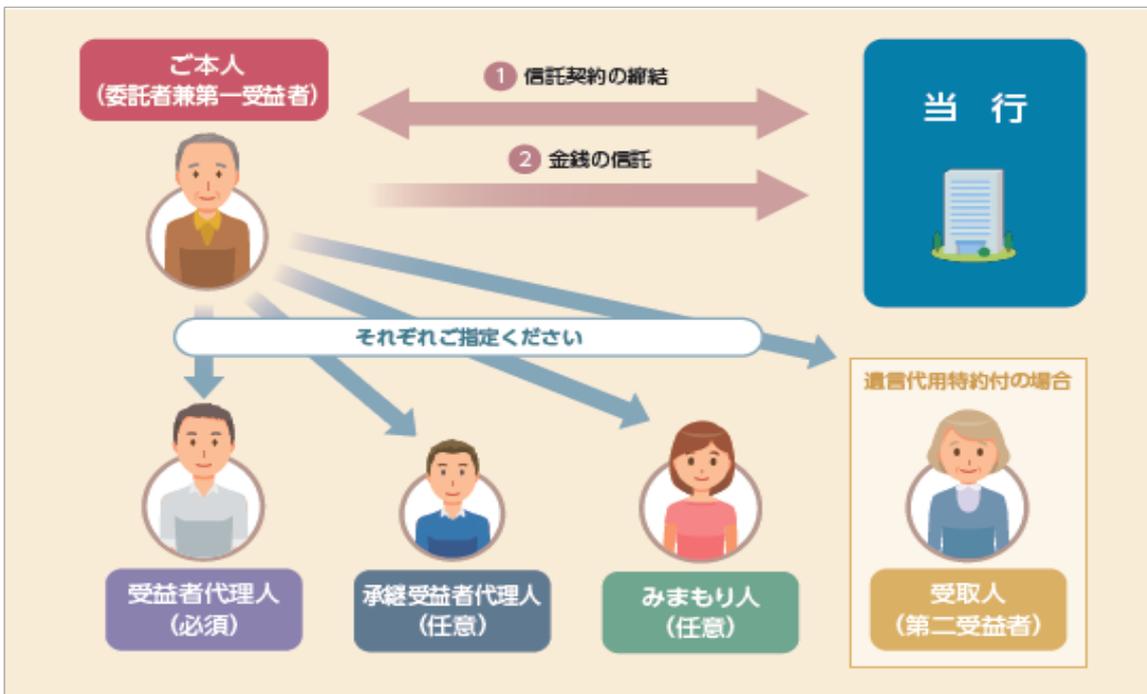
2021年6月21日（月）



Kyushu FG

News Release

<代理人指定信託「安心みまもり信託」のポイント>



信託金額	300万円以上(上限なし・1円単位) ※ただし、遺言代用特約付の場合、別途当行が定める基準に従い算出した金額を受託金額の上限とします。
信託期間	5年以上30年以内(1年単位) ※ご契約後の信託期間の変更はできません。
設定時報酬	当初信託金の2.2%(税込)
■受益者代理人(必須)	ご本人の代理人として、資金の払出等の財産管理を行います。 原則として、3親等以内の親族の中から1名指定してください。 なお、当行が認めた場合は、弁護士・司法書士も指定できます。
■承継受益者代理人(任意)	受益者代理人が死亡等により、その役割を果たせなくなった場合に、代わって受益者代理人となります。
■みまもり人(任意)	受益者代理人が行う資金の払出等を確認します。 推定相続人の中から最大3名を指定することができます(受益者代理人を除く)。
特約 ■受取人(第二受益者)	ご本人に相続が発生した際、残った資金の受取人となります。 遺言代用特約を付加する場合に指定してください(推定相続人の中から最大9名)。

以上

【本件に関するお問合せ】

肥後銀行 : コンサルティング営業部 吉村・開 096-326-8681
 鹿児島銀行 : 営業統括部 新留・永倉 099-202-0626